

令和 8 年度
十和田市会計年度任用職員登録者募集要項

【 事務補助員 】

問い合わせ先
十和田市総務部総務課人事研修係（市役所本館 3 階）
TEL：0176-51-6705（直通）

十和田市では、業務繁忙期や職員に欠員が生じたときなどに、職員の補助として任用される会計年度任用職員を募集しています。事務補助員については登録制となっており、人員が必要となった場合には、条件に合う方を登録者の中から選考し、会計年度任用職員として任用します。

【募集職種】 任用根拠：地方公務員法第22条の2第1項第1号

職種	主な勤務時間	社会保険加入	雇用保険加入
事務補助員②	1日5～6時間程度	有	有
事務補助員（短期） ※任用期間は1回につき 2か月以内		無	有

※勤務時間は業務内容により異なっており、早朝時間帯（6時～9時）や夕方時間帯（15時～18時）のシフトがある業務に採用となる場合があります。希望の勤務時間帯がある場合は、登録申込書にご記入ください。

※任用期間等により、社会保険・雇用保険の適用に変更が生じる場合があります。

【対象】 高等学校卒業以上のかた

※障害があるかたでも、業務を行えるかたは申し込みできますので、ご相談ください。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は登録することができません。（地方公務員法第16条）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
2. 十和田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
3. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

【登録有効期間】 令和8年4月～令和9年3月

【業務内容】 事務補助など（主にパソコンを使用）

【勤務日】 原則 月～金曜日（祝日を除く）
※業務内容により変更となる場合があります。

【勤務場所】 配属先の課・施設

報酬	時給
事務補助員②	1,203円～1,280円
事務補助員（短期）	1,203円

※十和田市の事務補助員としての経験年数に応じて支給

※給与改定等により変更となる場合があります。

【各種手当】 通勤手当、期末・勤勉手当等

※期末・勤勉手当は任用期間・勤務時間などで一定の要件を満たす場合に支給します。

【任用期間】 令和8年4月～令和9年3月の間で、業務内容により期間を決定

【試用期間】 任用から1か月

※勤務日数によって変更となる場合があります。

【服 務】 地方公務員法の服務及び分限・懲戒に関する規定の対象となります。

【選考方法】 書類選考

【提出書類】 会計年度任用職員登録申込書

◆登録申込書は本館3階総務課で配布しています。十和田市のホームページからダウンロードすることも可能です。

◆障害者手帳をお持ちのかたは、手帳の写しを添付してください。

【申込期間・期限】 随時受付（受付時間 平日8：30～17：15）

【申 込 先】 市役所本館3階総務課へ持参または郵送

◎郵送の場合 〒034-8615 十和田市西十二番町6-1 総務課人事研修係あて

【採用について】 採用枠があり次第その都度、お電話にてご連絡いたします。

【問い合わせ先】

十和田市役所 総務課 人事研修係 ☎0176-51-6705（平日8：30～17：15）

【よくあるお問い合わせ】

問 任期の更新はありますか。

答 事務補助員（障害者枠を除く。）については、年度ごとに登録者の中から採用者を選考するため、再度の任用が行われる場合がありますが、継続勤務を希望する場合は、毎年度登録をしていただく必要があります。なお、同じ部署での勤務は原則3年までとなります。

問 登録をした順に採用されるのですか？

答 登録順ではありません。あくまでも仕事の内容に応じて、登録申込書の資格やパソコン技能等を参考に決めています。

問 パソコンができなければ、登録できませんか。

答 ほとんどの業務がパソコンを使用するようになっていますが、パソコンを使用しない業務もありますので、パソコンができなくても登録はできます。

問 登録申込書を提出すれば、必ず採用されるのですか。

答 あくまでも希望する職種や勤務条件等の登録です。採用を確約するものではありません。

問 採用の連絡をもらったときに勤務を断った場合は、登録は取り消されますか。

答 登録期間は翌年3月31日までとなりますので、採用を断った場合でも登録は継続されます。

問 通勤手当の支給はありますか。

答 通勤手当は、通勤方法や距離に応じて支給されます。（片道2キロメートル以上から支給）

問 期末・勤勉手当（ボーナス）の支給はありますか。

答 令和8年4月1日に採用された場合は、最大で年3.0225月分支給されます。（6月：0.6975月分、12月：2.325月分）また、継続して勤務した場合は、翌年度からは最大で年4.65月分支給されます。ただし、1週間の勤務時間が15時間30分未満の職員及び任用期間が6か月未満の職員は支給対象外となります。

なお、支給率は制度の改正により年度の途中で変更となる場合があります。

問 早朝勤務や夕方勤務は毎日ありますか。

答 6時からの早朝勤務は月10日程度（一部時期のみ）、18時までの夕方勤務は週2日程度の頻度です。※早朝または夕方勤務のある一部の業務に限ります。

問 副業はできますか。

答 基本的には可能ですが、業務内容や勤務時間を確認した上で、副業不可となる場合があります。